法第13条第1項及び省令第4条に基づ〈書面(公共機関用)

(別紙3)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

1. 分別解体等の方法

工程ごと	工程	作業内容	分別解体等の方法		
	上 1€	TF 耒 内 台	(解体工事のみ)		
	仮 設	仮設工事	手作業		
	1)文 6文	有無	手作業・機械作業の併用		
	± I	土工事	手作業		
の	4 4	有無	手作業・機械作業の併用		
作業内容及び	基礎	基礎工事	手作業		
容品	一 型	有無	手作業・機械作業の併用		
び一般	本体構造	本体構造の工事	手作業		
解体方法	平	有無	手作業・機械作業の併用		
法	本体付属品	本体付属品の工事	手作業		
	平体的属品	有無	手作業・機械作業の併用		
	その他	その他の工事	手作業		
	()	有無無	手作業・機械作業の併用		

(注)分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2	解体	「重 に	- 西オ	る費	田 / 世	接工	重遇)	
Ζ.		I == I∪	_女り	ລ 🔳	HH (■	17 77	33 1	

円(税抜き)

受注者の見積金額を記入する

- (注)・解体工事の場合のみ記載する。
 - ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
 - ・仮設費及び運搬費は含まない。
- 3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所	在	地	

4.	再資	源化	等に要	する費	用(直	接工事	費等)

円(税抜き)

(注)・運搬費を含む